

平成24年度 第4回 (仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成24年11月30日(金) 午後4時30分～

■場所 釧路市役所2階 第3委員会室

1 開会

2 議事

(1) 市にとって大きな争点となる政策

(2) 権力(者)の統制

3 その他

(1) 感想記入シートまとめについて

(2) 重点的に検討・意見交換すべき項目について

4 閉会

【配布資料】

資料1 市にとって大きな争点となる政策

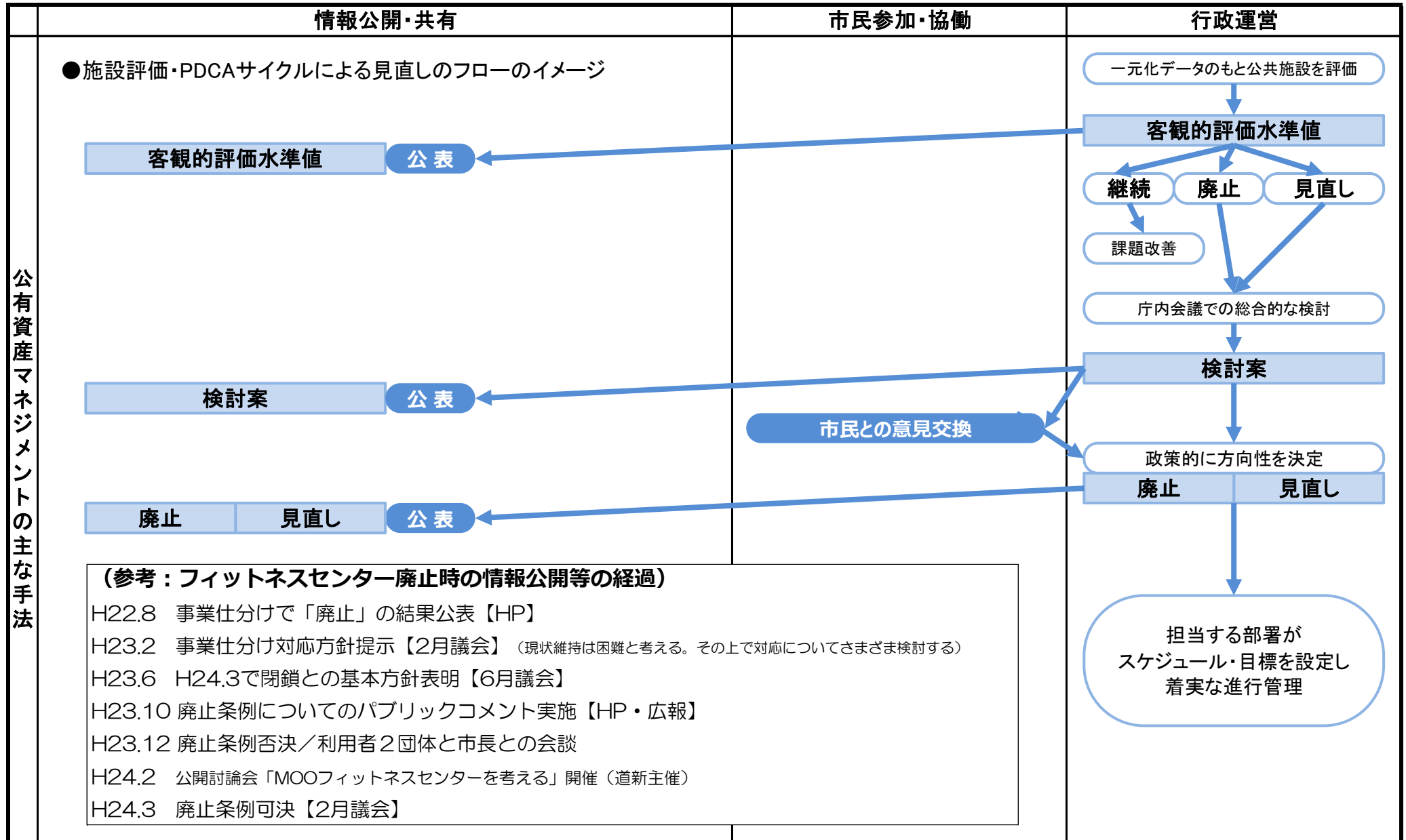
資料2 権力(者)の統制 他市の事例

資料3 感想記入シートまとめ

資料4 感想記入シート

資料5 重点的に検討・意見交換すべき項目について

市にとって大きな争点となる政策 - 公共施設の維持管理について -



北見市庁舎移転 見直し論なお



北見市役所の移転に向けて改修工事が進む
JR北見駅近くの商業ビル

市民4600人が署名「一部市議にも 無駄」の声

【北見】北見市議会が8月、市役所本庁舎の移転先を、かつてきた東急百貨店が入っていたJR北見駅近くの商業ビルと定めた条例改正案を3分の2以上の賛成多数で可決し、20年以上にわたる懸案だった市庁舎移転問題に一定のめどを付けた。しかし、移転計画撤回を求める市民団体が直接請求に向け約4600人分の署名を集め、条例改正案を可決した市議会内部にもなお、見直しを模索する動きがあり決着への道筋は見えないままだ。

(北見報道部 中橋広岳)

「(小谷毎彦)市長は庁舎・都市再生を市民参画直接請求に必要な市内有賛同する市議は少なく多くの市民の声を真剣に加えて進める会の鹿野陽子権者の50分の1(約21決される公算が大きい。受け止めるべきだ」。市代表は5日、1カ月間で4600人分の署名を集め、市長のリコール(解職請求)に向けて準備中。2008年の市長選で現在地は、現市庁舎解体後の敷地の市庁舎改築を公約に掲げながら、商業ビルへ地を、市が北見赤十字病院に移転改築用地として30年間無償貸与することの是非を問う住民投票条例の制定だ。ただ、直接請求が成立して条例案が市議会に提出されても、

市はもととも15年度までに市庁舎機能の大部分を商業ビルに集約するほか、隣接する立体駐車場



を新設し、現庁舎近くになれ、総務省は特例債の期限を延長する法案を今秋の災害時支援庁舎を建設にも提出する方針。市幹部は「特例債の期限が延長されれば、『庁舎問題』の決着を急ぐ必要がない」として、計画見直し案が可決。小谷市長は長年にわたる庁舎問題に終止符を打つこの立場だ。来年12月には市長選もだが、肝心の市議会内でも見直し論がくすぶる。一部議員は「災害時支援庁舎は、現庁舎周辺に本庁舎を建てられなかった市長のメンツを守るための施設で無駄」「立体駐車場建設には多額の費用がかかる」とし、見直し模索の動きも。市議会が8月に条例改正案を可決した背景には、庁舎建設に活用する合併特例債の期限が14年度に迫っていたことがある。その後、東日本大震災の影響を受け、全国の合併自治体で事業が遅ややかに見えている。

図書館13年度着工目指す

斜里町

【斜里】新館建設に向けて20年以上議論が続いていた町立図書館(本町42)について、町は2013年度の着工を目指して動き出した。8日夜には、新しい図書館のあり方について公募の町民らが話し合う検討委員会の初会合が開かれた。

(大沢祥子)

検討委が初会合

木造2階建て754平方分の現図書館は、1929年に町役場として建設。役場移転に伴い、70年に図書館となった。蔵書数は約10万冊で、昨年度の利用者は2万1857人。住民1人当たりの年間貸出冊数は約7冊と、09年度はオホーツク管内22館中11位だった。以前から建て替えの議論はあったが、96年の町の調査で建物が必要と判明。町民からも、朽化し早期改修が必要とされている。町は当初、総合計画で03年度までに新築としていた。ところが、町の財政難や交付税削減のあおりなどを受け、3度にわたり計画が先送りされた。今年9月の中期財政収支計画で12・13年度建設と記載、検討委設置の予算補正をした。

検討委は、公募13名と図書館友の会や学校推薦の計20人で構成。月1、2回の会合で新しい図書館の施設規模やシステムのあり方などを議論し、来年6月には町教委へ意見書を提出する予定。

8日夜の初会合では、委員長に会社員大倉勝也さん(44)を選任。交流や憩いの場、地域の情報拠点としての図書館や、小中学校図書館とのネットワーク化などを目指す方針を確認した。

今回の検討会議は同図書館で24日午後6時半から開く。傍聴可。



町立図書館で開かれた新図書館建設検討委員会の初会合

処分場のずさんな管理問題

ずさんな管理が問題となっている岩見沢市の
ごみ最終処分場。市民生活はこの処分場と直
結している



市の怠慢許されぬ



市長は真摯に対応を

【岩見沢】岩見沢で発覚したごみ最終処分場のずさんな管理問題は、このまちのごみ行政が世間の常識から逸脱し、環境問題に関心を持つ市民意識からも大きく乖離している現実を見せつけた。ごみの飛散や悪臭に悩まされ続けてきた日の出地区の住民の訴えは悲痛である。この声に対応できずに、何が「市民に優しいまちづくり」なのか。渡辺孝一市長は猛省し、この問題と真摯に向き合わねばならない。

(岩見沢総局長 加藤利器)

市のごみ処理のいいなかったからだ。かげんふりは繰り返すまでもない。問われるのは行政の怠慢である。地域住民やごみ問題と取り組む市民グループが何度も疑義を呈しながら、耳を貸さず、何ら具体策を講じてこ

る。「燃やせるごみ」を焼却せずに埋設していた事実が市民に全く知らされてこなかったこと自体、市民を欺く行為と言っても過言ではない。

問題発覚後、市長はごみ処分場に自ら足を運び、現状を確認したのか。日の出地区の住民たちの声をあらためて聴取したのか。ごみ処理の現実と涙を流す市民グループの集会に出席したのか。

岩見沢総局長に寄せられた読者の声は、市民がいかに良識的で、環境問題に熱心に取り組もうとしているかをうかがわせた。これに対応できていないのが、岩見沢のごみ行政である。

市民が忘れてはならないのは、岩見沢の美しい街並みが、日の出地区に無分別に投げ捨てられていくごみ処分場の上に成り立っているということ。そして、市のごみ収集の取り組みが極めて危機感を欠いたものであるという、深刻な現実だ。

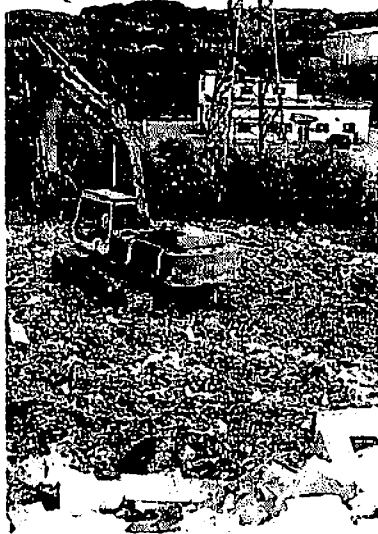
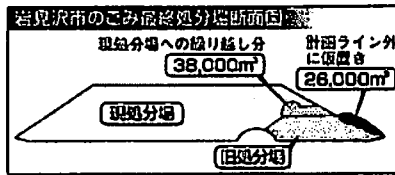
市は何をすべきかについては、すでにインタビュー企画などを通じて提言してきた。その中で、北大の松藤敬彦大学院教授は、市民や学識経験者による監視委員会の機能強化を強く求め、人口規模や戸建て住宅が圧倒的に多い岩見沢の現状を踏まえ「全国モデルケースになりうる」と奮起を促した。

こうした提言を渡辺市長はどう受け止めているのか。問題発覚から2週間、市政のトップとして何も語っていない。

もはや沈黙は許されない。逃げてはならない。

非常事態 市民の声反映を

【岩見沢】市でこれまで、岩見沢の「最難処分場」のすさんだ行政が、これまで「管理で、今回一タの」を第1次、ごみ行政の改革が断ち切られた。市は決意した。岩見沢の「最難処分場」のすさんだ行政が、これまで「管理で、今回一タの」を第1次、ごみ行政の改革が断ち切られた。市は決意した。



「最大のタフ」で、電話したが、これでは説く上を怠っていたのは少しも延命するたためと解する人もいた。それから約1年、15日の市議会民生常任委員会で市がようやく改定を認めた。ただ、いまだに聞けない疑問がある。なぜ、埋め立てが計画より大輪に上回り、改定という懸念な手段に手を集める必要が生じたのか。という根本的な問題だ。

岩見沢市のごみ行政は重大な岐路に立たされていると言っている。11日に市内で開かれたシンポジウムで講演した松岡俊彦・北大大学院教授は「ごみ非常事態宣言を出して、行政、市民が危機感を共有することを訴えた。全く同感だ。」

「最大のタフ」で、電話したが、これでは説く上を怠っていたのは少しも延命するたためと解する人もいた。それから約1年、15日の市議会民生常任委員会で市がようやく改定を認めた。ただ、いまだに聞けない疑問がある。なぜ、埋め立てが計画より大輪に上回り、改定という懸念な手段に手を集める必要が生じたのか。という根本的な問題だ。

岩見沢市のごみ行政は重大な岐路に立たされていると言っている。11日に市内で開かれたシンポジウムで講演した松岡俊彦・北大大学院教授は「ごみ非常事態宣言を出して、行政、市民が危機感を共有することを訴えた。全く同感だ。」

岩見沢市のごみ行政は重大な岐路に立たされていると言っている。11日に市内で開かれたシンポジウムで講演した松岡俊彦・北大大学院教授は「ごみ非常事態宣言を出して、行政、市民が危機感を共有することを訴えた。全く同感だ。」

岩見沢市のごみ行政は重大な岐路に立たされていると言っている。11日に市内で開かれたシンポジウムで講演した松岡俊彦・北大大学院教授は「ごみ非常事態宣言を出して、行政、市民が危機感を共有することを訴えた。全く同感だ。」

偽りの動機 説明遠く

非正常事態宣言により、岩見沢一市長には、改定を認めた十分な説明が求められる。一方

市民はごみ減量化に向けた努力が必要となる。生ごみの処理を家など、市民の声を行政にうまく反映することだ。それが他都市に誇れるごみ行政を築く第一歩になるだろう。

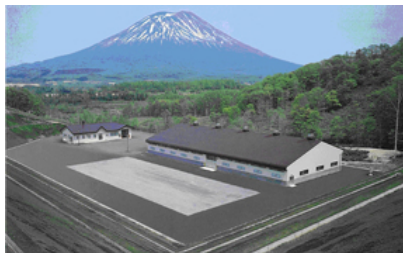
今、市民の間に「ごみ問題への関心が高まり

(村田亮)

ニセコ町一般廃棄物最終処分場の管理状況について

ニセコ町一般廃棄物最終処分場は、平成14年12月より使用を開始しております。
最終処分場の埋め立て量や水処理状況を公開し、適正で安全な維持管理に努めます。

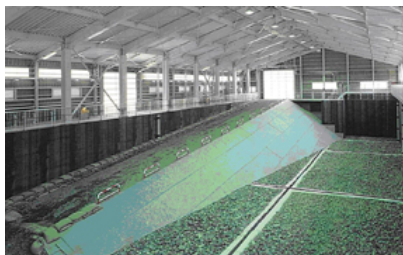
ニセコ町一般廃棄物最終処分場の処理水の水質検査結果について



最終処分場では、埋め立てたごみの飛散防止と安定化のために、定期的にごみに散水しています。
散水した水は、処分場内から漏れない様に厳重に監視した上で、水処理施設できれいにして川に放流しています。
町では、放流する水に対し、厳しい水質基準を設けています。
その基準を達成するために、処分場内の水処理施設は、下水道処理施設と同等以上の設備で水の浄化を行っています。
この設備により、散水した水は浮遊物や有害物質が取り除かれ、放流する川の水質に影響が出ないよう、きれいで安全な状態にして放流しています。

[一般廃棄物最終処分場処理水の水質検査結果\(H15～H22\)](#)

ニセコ町一般廃棄物最終処分場の埋め立て状況について



最終処分場は、燃やすごみの焼却残渣、燃やさないごみ、粗大ごみの破砕物を埋め立てています。
ごみの減量、分別の徹底により、この施設を少しでも長く使うことが出来ますので、ご協力をお願いします。

[一般廃棄物最終処分場の埋め立て状況\(H15～H22\)](#)

ニセコ町一般廃棄物最終処分場の施設見学について



最終処分場の施設見学は、随時受け付けております。
見学を希望される方は、電話にて連絡をお願いします。

施設の概要は[こちら](#)から

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 感想記入シートまとめ (第3回終了時点)

資料3

委員会	分類	内容
第1回	委員長へ質問	委員長講演の「4-②市民参加の住民投票」の部分をもう少し詳しく聞きたい ・自治基本条例で住民投票を定めた場合、法的拘束力があるのかどうか。 ・国会でも論議がなされていたと思うが、その辺りどうなっているのか。 ・他都市ではどの程度踏み込んだ住民投票制度を設けているのか。
第1回	委員長へ質問	委員長講演の「4-④住民負担を求める～手数料の値上げ」もう少し詳しく聞きたい ・自治基本条例で市独自の税を設定等を行うことは可能か。 ・他都市では、住民負担という観点で、どのような取組がなされているのか。
第1回	感想等	資料の事前配布と委員会説明で条例検討の目的・内容・方法が理解できた。
第1回	感想等	権力者のチェックが厳しくなる一方、住民の不参加の権利や罰則等のないことから実効性についての理解が難しい。
第1回	事務局へ要望	午後6時から開始できないか。
第1回	事務局へ要望	次回以降の検討課題(見通し、計画)はどのようなになるのか。
第1回	感想等	まちの「良いところ」「悪いところ」を委員会で徹底的に語り合う。 市民全体にアンケート調査を行い、結果を広報を通して情報公開する。 先進自治体の表紙の振り替えやまねをしない。 市民の目線を「まちづくり」に向けさせる。
第1回	事務局へ要望	道内自治体の条例を参考にしつつも、独自の課題解決と街の活性化に直結しうるような条例の制定が検討委の役割であり、その観点を常に踏まえて進めて欲しい。
第1回	事務局へ要望	先行自治体の現状を掘り下げ、抱える問題点を釧路市において考慮すべき
第1回	事務局へ要望	問題点の洗い出しは、KJ法を用いた徹底的な洗い出しを。
第1回	感想等	市民興味を持つような、身近な問題提起をしていきたい。
第1回	感想等	「釧路市の財政を研究する会」と、相互で情報共有などをしていきたい。
第1回	事務局へ要望	他の市町村の先行事例などを教えて欲しい。
第1回	事務局へ要望	各委員会の議論での、中心課題の大枠を示して欲しい。
第2回	委員長へ質問	「コミュニティ」は曖昧な言葉であるが、斜里町では町内会という言葉盛り込んでいる。 釧路市でも「コミュニティ」を具体化させ、より地域に判りやすい文言で表現すればよいのではないか。
第2回	委員長へ質問	東京・新宿区の「財政白書」(有料)のように、中学生でも理解できる、身近で親しみやすい言葉を努めて使用してはどうか。
第2回	委員長へ質問	個人情報保護の問題が、近年の孤立死、孤独死問題解決のネックになるなど、既存の法律の隘路を、この自治基本条例で上手く使い分けし、解消していく方法はないのか。
第2回	事務局へ質問	(仮称)の委員会名は、いつ決定するのか。
第2回	委員長へ質問	札幌市自治基本条例第20条第2項に「オンブズマンを置く」とあるが、運営方法や効果について教えて欲しい。また、全国ではどのくらい取り入れている自治体があるのか。
第2回	委員長へ質問	札幌市自治基本条例第19条に「外部評価を取り入れるものとする」とあるが、運営方法等の実態について教えて欲しい。
第3回	委員長へ質問	本条例は、それぞれの地域の特性を活かす街づくりをするためのものと理解するが、素朴な疑問として、仮に策定までのプロセスが重要であったとしても、各地域とも内容が金太郎アメなのは どうしてなのか。
第3回	事務局へ質問	急ぐ必要はないが、条例の内容に係わる議論へ少しずつ誘導すべきではないか。
第3回	事務局へ質問	今後、具体的な議論をしていくことになると思うが、市民の範囲、住民投票と代議制度である議会との整合性、子供の権利と責任、本条例の最高規範としての位置付けなど、たっぷり時間をかけて議論したい。

FAX送信先：0154-22-4473

資料4

(釧路市都市経営課宛)

感想記入シート

第4回検討委員会（平成24年11月30日開催）

※委員会の感想、
委員長への質問、
事務局への要望
等、自由に記入し
てください。

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail ku8068@city.kushiro.lg.jp

重点的に検討・意見交換すべき項目について

資料5

検討項目		希望	特に検討・意見交換したい部分についてのコメント
(記入例) 8. コミュニティ等 コミュニティ		◎	「コミュニティ」という単語を使うべきかどうか
1. 前文			
2. 目的			
3. 基本理念・原則			
4. 「市民」の定義			
5. 市民	市民の権利		
	市民の責務		
	子ども・未成年者の権利		
	事業者の権利・責務		
	外国人の権利・責務		
6. 市長・職員	市長の責務		
	職員の責務		
7. 議会・議員	議会の責務		
	議員の責務		
	議会運営		
8. コミュニティ等	コミュニティ		
	コミュニティへの参加規定		
	自治会に関する規定		
9. 情報公開・ 情報共有	情報公開（提供、共有）		
	個人情報保護		
10. 市民参加・ 市民協働	市民参加・協働		
	計画・執行・評価への市民参加		
	住民投票		
	男女共同参画		
	パブリックコメント		
11. 行政運営	基本構想・総合計画		
	財政計画		
	行政運営		
	行政評価		
	危機管理		
	行政手続		
	他自治体・国・道との連携		
	政策法務		
	公益通報		
	附属機関会議の公開		
	財政上の数値目標の設定		
12. 条例の 位置付け	最高規範性		
	他条例との整合、位置付け		
	見直し・改正条項及び手続		
13. その他	条例を推進する市民組織		

※ 「希望」欄の書き方 ◎:必ず検討すべき ○:できれば検討したい ×:検討は必要ない
 ※ ◎は3項目、○は5項目程度でお願いします。